

環評審第8号
令和4年(2022年)6月17日

北海道知事 鈴木 直道 様

北海道環境影響評価審議会
会長 露崎史朗



(仮称)新瀬棚臨海風力発電所環境影響評価方法書について(答申)

令和4年2月2日付け環境第1058号で諮問がありましたのことについて、次のとおり答申します。

記

本事業は、久遠郡せたな町で平成17年(2005年)から稼働中の「瀬棚臨海風力発電所」(最大出力12,000kW、6基。)の更新を行うものであり、更新対象の瀬棚臨海風力発電所の近傍を含む約324.5haを事業実施想定区域として、最大出力は変更せず、更新対象より大型化した3基の風力発電機を設置する計画である。

事業実施想定区域は狩場茂津多道立自然公園に隣接し、同区域及びその周辺には自然度の高い植生、保安林といった重要な自然環境のまとまりの場が存在しており、オオワシやオジロワシなどの希少鳥類の生息情報があるほか、区域の大部分に重要な地形である瀬棚一川尻海岸又は瀬棚段丘が分布している。また、区域の北側及び南東側は市街地に近接し、多数の住居や学校等が存在している。さらに、周辺には既設風力発電所や環境影響評価法令の対象である風力発電事業が複数存在している。

以上を踏まえ、本事業による環境影響を回避又は十分に低減するため、事業者は次の事項に的確に対応すること。

1 総括的事項

(1) 今後の風力発電設備、変電設備、工事用道路等の設置等、事業の実施に伴う土地の改変箇所等の決定、その他の事業計画の策定に当たっては、環境に配慮すべき区域を除外するなど、影響の回避を最優先に環境保全措置を検討すること。

また、2の個別的事項の内容を十分に踏まえ、可能な限り評価項目及び分類群ごとに最新の知見の収集や複数の専門家等の助言を得るなどしながら、各環境要素に係る環境影響について適切に調査を行い、科学的知見に基づいて予測及び評価を実施し、その結果を事業計画に反映させること。その過程において、重大な環境影響を回避又は十分低減できない場合若しくは回避又は低減できることを裏付ける科学的根拠を示すことができない場合は、事業規模の縮小など事業計画の見直しを行うことにより、確実に環境影響を回避又は低減すること。

(2) 更新事業である本事業による影響の評価に当たっては、単に現況からの変化のみに着眼することなく、これまで更新対象の瀬棚臨海風力発電所において実施された調査や本事業に係る現地調査等により、更新対象の発電所が及ぼしている環境影響の程度を客観的に把握し、それを勘案した上で適切に評価すること。

(3) 対象事業実施区域の周辺では、既設風力発電所や環境影響評価法令の対象である風力発電事業が複数あることから、これらとの累積的影響が懸念される。このため、他事業者から必要な情報を入手した上で、2の個別的事項に示すとおり、累積的影響について適切に調査、予測及び評価を実施すること。

また、情報の入手に当たっては、本事業の環境影響評価に関する情報についても他事業者に提供するなど、相互に環境保全のための有用な情報の共有が図られるよう努めること。

(4) 今後の手続きに当たっては、相互理解の促進のため、関係町、関係機関、住民等への積極的な情報提供や丁寧な説明に努めること。

(5) インターネットによる環境影響評価図書の公表に当たっては、広く環境の保全の観点からの意見を求められるよう、印刷やダウンロードを可能な状態にすることや、環境影響評価図書の内容の継続性を勘案し、法令に基づく縦覧期間終了後も継続して公表しておくことなどにより、利便性の向上に努めること。

2 個別的事項

(1) 騒音及び振動

ア 対象事業実施区域に近接して住居が存在しているほか、特に配慮が必要な施設である児童福祉施設等も存在しており、工事の実施や施設の稼働に伴い、騒音による重大な影響が懸念される。このため、風車の配置の検討に当たっては、できる限り住居等から離隔をとることなどにより、影響を回避又は十分低減すること。

イ 騒音による生活環境への影響については不確実性があることや、住居等から対象事業実施区域までの離隔距離が十分に確保されておらず風車騒音に含まれる振幅変調音や純音性成分などにより不快感が生じる可能性があることから、適切な風車配置や機種選定などにより可能な限り影響の低減を図るとともに、施設稼働後に影響が確認された場合の対策について検討すること。

ウ 工事用資材等の搬出入による騒音及び振動並びに建設機械の稼働による騒音について、他の風力発電事業と工事時期及び利用区域が重複する場合は、累積的影響についても適切に調査、予測及び評価を実施すること。

エ 施設の稼働による騒音について、他の風力発電事業に係る情報を収集した上で、累積的影響についても適切に調査、予測及び評価を実施すること。

(2) 水質

工事の実施や地形の改変により発生するおそれのある水の濁りに係る環境保全措置については、近年増加している局所集中的な降雨の傾向を十分に踏まえたものとすること。

(3) 地形及び地質

対象事業実施区域の大部分が重要な地形である瀬棚一川尻海岸、東側が瀬棚段丘と重複しているため、当該地形の詳細及び更新対象の瀬棚臨海風力発電所による影響の程度を把握した上で、改変を可能な限り避けることなどにより影響を回避又は十分に低減すること。

(4) 風車の影

ア 対象事業実施区域に近接して住居が存在しているほか、特に配慮が必要な施設である児童福祉施設等も存在しており、施設の稼働に伴い、風車の影による重大な影響が懸念される。更新対象

の瀬棚臨海風力発電所では、風車の影に関して稼働制限を行っていることから、風車の配置の検討に当たっては、その経緯や保全措置の結果を踏まえ、できる限り住居等から離隔をとることなどにより、影響を回避又は十分低減すること。

イ 施設の稼働による風車の影については、影響が及ぶ時間の長短に関わらず人によって気になることがあるため、風車の適正な配置や構造等の検討を含めて、影響が回避又は十分に低減されているかの観点から評価すること。

また、他の風力発電事業に係る情報を収集した上で、累積的影響についても適切に調査、予測及び評価を実施すること。

(5) 動物

ア 哺乳類の捕獲調査については、十分な精度で調査、予測及び評価ができるよう、調査地域や対象種の特性に応じて、適正な調査場所、範囲、トラップの種類とその数等を設定すること。

イ コウモリ類の調査については、専門家等から助言を得ながら風速と飛翔状況との関係を整理するなどし、バードストライク等の影響について適切に調査、予測及び評価を実施すること。

ウ 対象事業実施区域及びその周辺は、鳥類への影響を考慮すべき区域を示した「風力発電立地検討のためのセンシティビティマップ」において、オオワシなどの分布情報により、特に重点的な調査が必要とされる注意喚起レベル A3 のメッシュに含まれているほか、更新対象の瀬棚臨海風力発電所ではこれまでにオオワシのバードストライクが確認されている。このため、これらの種をはじめとする鳥類のバードストライクや移動経路の阻害、生息への影響等について、専門家等から助言を得ながら飛翔行動及び衝突事故発生事例の分析等に関する最新の知見を可能な限り収集した上で、必要に応じて調査地点を追加し適切に調査、予測及び評価を実施すること。特にオオワシのバードストライクが発生している事実を十分踏まえた調査、予測及び評価を行い、風車の配置等の検討に反映させること。

なお、バードストライクについては、対象事業実施区域及びその周辺における衝突リスクの分布と風車配置の関係を図示した上で、評価を実施し、準備書に記載すること。

また、他の風力発電事業に係る情報を収集した上で、専門家等から助言を得ながら鳥類への累積的影響について、適切に調査、予測及び評価を実施すること。

エ 哺乳類や鳥類だけでなく昆虫類等についても、重要な種の生息情報があることから、専門家等から助言を得ながら、適切に調査、予測及び評価を実施すること。

(6) 植物

ア 植生調査の調査地点については、植生の状況を適切に把握できるよう、現地の植生タイプや面積に応じて、適宜追加すること。

また、対象事業実施区域内に一部分布している植生自然度 10 の砂丘植生については、当該群落への影響を回避するため、現地調査によりその存在する区域を明らかにした上で改変区域から除外すること。

イ 現地調査により重要な植物種や重要な植物群落が確認された場合は、これらの種の生育地及び群落、並びにその周辺の土地改変を避けるなど、影響の回避を最優先に環境保全措置を検討すること。

ウ 工事の実施による土地改変に伴う表土の移動や改変箇所の裸地化等により侵略性の高い外来植物の生育域が拡大し、周囲の植生等に影響を及ぼすおそれがあることから、土地改変を予定する区域及びその周囲における侵略性の高い外来植物の生育状況を予め把握し、工事の実施によりその分布が拡大することのないよう施工方法を検討すること。また、具体的な外来植物の拡散防止対策について準備書に記載すること。

(7) 生態系

- ア 注目種やその餌資源については、現地調査の結果を踏まえ必要に応じて見直すことを含めて検討を続けるとともに、検討の経緯を準備書に記載すること。
- イ 動植物の現地調査の際は、地域の生態系の特徴に留意し、注目種が地域の生態系において占める地位が分かるように、各栄養段階の動物種及び植生について十分な調査を行うこと。
また、採餌に係る影響の予測評価にあたっては、施設の存在及び稼働や工事が餌種や餌種の生息環境等に与える影響についても評価に含めること。

(8) 景観

- ア 対象事業実施区域は、立象山などの優れた景観を有する狩場茂津多道立自然公園に隣接しているほか、「後志利別川（河口）」など複数の主要な眺望点が近隣にあることから、風車の設置に伴い、これらの地点からの景観への重大な影響が懸念される。このため、景観に対する影響については、地域住民や観光客、道立自然公園利用者などの個人や関係団体に対してフォトモンタージュを提示した聞き取り調査等を実施し、その結果を踏まえ、主要な眺望景観への影響が回避又は十分に低減されているかの観点から客観的に評価すること。
- イ フォトモンタージュの作成に当たっては、四季を通じて風車と背景とのコントラストが強く出る晴天時の写真を用いて作成するとともに、色調、明度、解像度や大きさについては、風車の見えやすさや目立ちやすさが最大となる条件を想定したものとすること。
また、他の風力発電事業に係る情報を収集した上で、累積的影響についても適切に調査、予測及び評価を実施すること。

(9) 廃棄物等

- 工事の実施に伴う廃棄物及び残土については、その発生の抑制に努めるとともに、発生量に加えて最終処分量、再生利用量及び中間処理量等の把握を通じ、適切に調査、予測及び評価を実施すること。